

部分休業等の改正等について

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、当該改正内容に則った対応を行うための必要な措置を講ずる。

2 改正等の内容

(1) 部分休業の改正について（法定事項）

ア 部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業、以下図①）に加え、1会計年度につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態（第2号部分休業、以下図②）を設けることとし、職員は1会計年度ごとにいずれかの形態を選択可能とする。

【改正前】 1日につき2時間の範囲内（30分単位）で取得する。

8:30	9:30	16:15	17:15
1時間	勤務	1時間	



【改正後】 職員は、以下①、②のいずれかを選択して取得することが可能

① 1日につき2時間の範囲内（30分単位）で取得する。

8:30	9:30	16:15	17:15
1時間	勤務	1時間	

② 1会計年度につき10日相当の範囲内（1時間単位）で取得する。

8:30	17:15
2時間以上の取得や1日単位で取得することも可能	

※ ①（第1号部分休業）について、「勤務時間の始めと終わり」にのみ取得可能とする要件も削除する。

イ 部分休業の対象となる会計年度任用職員が養育する子の年齢要件の上限を「3歳に達する日まで」から「満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に引き上げる。

(2) 子育て部分休暇及び子の看護等休暇の改正について（法定事項外）

ア 子育て部分休暇について、部分休業の改正内容（2(1)ア）を踏まえ、1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号子育て部分休暇）に加え、1会計年度につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態（第2号子育て部分休暇）を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

イ 子育て部分休暇の対象となる会計年度任用職員が養育する子の年齢要件の上限について、部分休業の改正内容（2(1)イ）を踏まえ、「満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（正規職員の子の年齢要件（上限）と同じ。）」に引き上げる。

ウ 子育て部分休暇及び子の看護等休暇に係る子の年齢要件の上限について、障害等のある子を養育するためのこれらの休暇取得の場合にあっては、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」とする特例を導入する。

（参考）改正後の部分休業等の子の年齢要件について

（法）：法定事項 （区）：区の独自措置

	部分休業			子育て部分休暇			子の看護等休暇		
	正規	会計年度	障害児特例	正規	会計年度	障害児特例	正規	会計年度	障害児特例
3歳	現行(法)	現行(法)	改正後の部分休業の年齢要件と重複するため、法改正の趣旨を踏まえ、正規職員に合わせて引上げを行う。				現行(法)	現行(法)	
6歳		拡充(法)							
9歳				現行(区)	拡充(区)		現行(区)	現行(区)	
12歳									
18歳						拡充(区)			拡充(区)

(3) 妊娠、出産等の申出をした職員に対する措置等（法定事項外、国準拠）

妊娠、出産等の申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等（育児短時間勤務、部分休業、育児時間等）を知らせるための措置等を講ずる。

3 改正予定条例 ※ その他所要の規則、規程の改正有

- (1) 職員の育児休業等に関する条例
- (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

4 施行年月日

令和7年10月1日